

「いじめ防止対策推進法」の第 13 条の規定により、この基本方針を定める。

### 1 いじめ防止基本方針を定める意義

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許さない行為です。

全ての教職員が「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」という認識の下、組織的に対応するため「新ひだか町立静内第三中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

### 2 いじめに対する基本認識

#### (1) いじめの定義

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、被害生徒の心情の側に立って行うものである。

#### (2) 具体的ないじめの態様

- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる など

#### (3) いじめの解消

##### ①いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）。

##### ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。
- ・被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認する。

### 3 未然防止

#### (1) 生徒が安心して生活できる風土の醸成

##### ○魅力ある授業の実現

- ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、生徒が自らの考えを選択して決定する場の提供や、自己有用感を感じていけるような配慮、共感的な人間関係づくりを進める。

##### ○豊かな情操と道徳心を養い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を養うため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・生徒が互いの人格を尊重し、思いやりの心をもって他者とかかわることができるようにするため、教職員一人一人が人権尊重の理念を十分に理解するとともに、学校として人権教育を組織的・計画的に進める。
- ・生徒の規範意識を育むため、「特別の教科 道徳」はもとより、各教科など、学校の教育活動全体を通じて、決まりやルールについて理解させ、それらを守ろうとする態度を身に付けさせる。

## (2) 保護者等との共通理解

### ○学校の取組等の積極的な発信

- ・年度当初の学級懇談会や PTA 役員会、コミュニティ・スクールの学校運営協議会等で、「学校いじめ防止基本方針」を提示し、未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組等について共通理解を図る。
- ・「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページや学校便り等を活用して、保護者や地域住民に周知する。
- ・学校で実施した「いじめアンケート」の結果を踏まえた「いじめの認知件数」「今後の対応等」を周知し、学校の取組に対する理解を促す。
- ・「いじめの認知件数がない」場合は、当該事実を生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぎ、認知漏れがないかを確認する。

## 4 早期発見

### (1) いじめの定義に基づく確実な認知

#### ○全教職員によるいじめの定義等の共通理解

- ・「加害生徒がいじめを意図して行っていない行為」「偶発的な行為」「継続性がない行為」「相手を特定せずに行った行為」などであっても、その行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当するという意識をもって認知する。

#### ○「いじめ防止対策委員会」によるいじめの認知の徹底

- ・「いじめ防止対策委員会」がいじめを認知するに当たっては、一人一人の生徒の状況から、「この子どもは苦痛に感じているのではないか」というきめ細かな視点から判断する。
- ・たとえ、けんかやふざけ合いであっても、生徒が感じる苦痛に着目して、背景にある事情を確認し、いじめに該当するかを判断する。また、行為を受けた生徒が苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知することが必要である。

### (2) 初期段階でのいじめの認知

#### ○一人一人の教職員の気付きを「いじめ防止対策委員会」につなげる仕組みの構築

- ・教職員は、自分が担当する学級、学年、教科等にかかわらず、生徒の様子で気になることを見聞きしたら、その日のうちに「いじめ防止対策委員会」に報告する。
- ・「ふざけあっているだけ」「この程度は、報告する必要はない」「嫌な思いをしたみたいだけど大丈夫そうだ」など、個人的な判断が、いわゆる「教師の事案のかかえ込み」であることを全教職員が十分に理解する。

#### ○日常的な生徒への声かけと様子の観察

- ・教職員による、コミュニケーションや観察等を通して、生徒の様子の小さな変化に気付くことができるよう、日常からの生徒との関わりを深め、いじめの発見につながる感覚を養う。
- ・保護者から生徒の言動の変化等について相談があった場合、話を傾聴しながら状況を把握する。

#### ○定期的ないじめアンケートの実施

- ・いじめやいじめの疑いのある状況を把握し、いじめとして認知するための重要な参考資料の一つとするため、道教委が実施している「いじめの把握のためのアンケート調査」を実施する。
- ・生徒が、アンケートでいじめにつながる記載をしていない場合であっても、「アンケートに書くことができず悩んでいるかもしれない」「深刻な状況に陥っているかもしれない」と捉え、丁寧な観察を行うようにする。
- ・アンケート用紙は、いじめにつながる記載が見られない場合でも、必ず保管しておく。

#### ○定期的な個人面談（教育相談）の実施

- ・いじめを含め、生徒が抱える悩みや不安などを幅広く把握するとともに、その解決方法について相談に応じるため、学級担任等は、定期的に個人面談（教育相談）を実施する。
- ・個人面談（教育相談）では、生徒に対して、自身のことはもとより、他の生徒が困ったり悩んだりしていることを見聞きしていないかを確認する。

## 5 組織的対応

### (1) 学校いじめ対策組織

#### いじめ防止対策委員会

- 構成：校長・教頭・生徒指導部長（養護教諭・該当担任 など）
- 役割：生徒指導部と連携し、いじめ防止策の検討・推進  
いじめ問題発生時の対応策の検討・推進  
いじめ防止や解決に向けた外部との連携

### (2) 早期対応

#### いじめの発見

- ・いじめが疑われる言動を目撃
- ・「いじめアンケート」等から発見
- ・教員や特別支援教育支援員、学習指導員等からの気になる報告
- ・被害生徒からの訴え・相談
- ・いじめを目撃した生徒からの報告・相談
- ・被害生徒の保護者からの訴え・相談
- ・いじめを目撃した生徒の保護者からの連絡・相談

解決に向けて、正確な事実確認を行う。ただし、事実確認に時間を要し、「いじめ防止対策委員会」へ報告が遅れないようにする。

報告

○いじめの報告を受けた際、教職員が陥りやすい傾向

- ・自分は指導力があるので、自分の力だけで解決できると過信する。
- ・不十分な事実確認のもと、生徒からの訴えを先入観や一方的な思い込みで判断する。
- ・いじめが生じたことを自分の指導力不足が原因と思い、他の教職員に知られたくないと感じて抱え込んでしまう。

#### いじめ防止対策委員会

- 報告内容の整理・共有
  - ・現在の状況（いじめの状況）
- 事実関係の把握
  - ・聴き取りの対象、内容、留意点等の確認
  - ・聴き取りの分担
  - ・被害・加害・関係生徒への事実確認
    - ※個別に同時進行で確認
    - ※事実確認と指導を明確に区別
  - ・聴き取った情報（発生日時、場所、内容等）を整理し、「いじめの背景」「子どもの心理」等を含むいじめの全体像を把握
- いじめの認知判断
- 対応方針の決定
  - ・生徒の安心・安全を最優先として、緊急度を確認
  - ・役割分担（いつ、だれが、どのように対応するのかなど）を決定
  - ・全教職員に周知し、組織で迅速に対応

○対応経過、改善の進捗状況の確認

- 被害・加害生徒への対応
- 保護者への報告・連携
- 教育委員会への報告・連携
- 関係機関との連携（児童相談所・警察等）
  - ※暴力を伴わない「いじめ」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりする際には、警察に通報することが必要になる場合もある。

### (3) 重大事態

#### 重大事態の発生

○教育委員会に重大事態の発生を報告

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（生徒が自殺を企図した場合等）
  - ②「相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間継続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

○教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

#### 学校が調査主体の場合

- 学校の下に、重大事態の調査組織を設置
- 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
- 調査結果を教育委員会に報告
- 調査結果を踏まえた必要な措置

#### 教育委員会が調査主体の場合

- 教育委員会の指示の下、資料の提供など、調査に協力